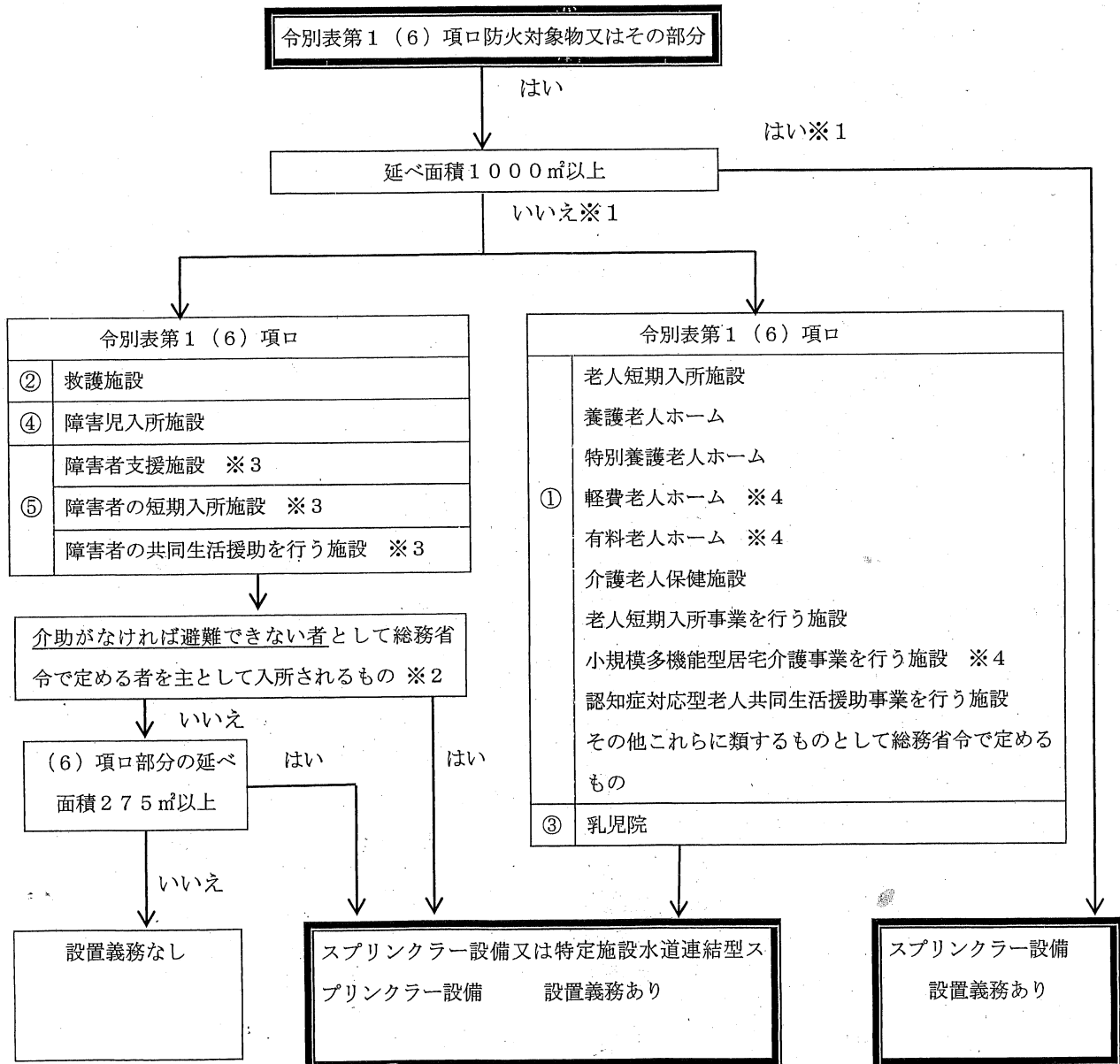


● スプリンクラー設備の設置基準の見直し【平成27年4月1日施行】

(消防法施行令第12条第1項関係)

- (1) 消防施行令別表第1(以下「令別表第1」)(6)項口に掲げる防火対象物(下図の①～⑤の施設が該当します。)又はその部分については、従前、延べ面積275㎡以上から設置義務がありましたが、この改正により延べ面積に関係なくスプリンクラー設備の設置が必要となります。なお、スプリンクラー設備を設置することを要しない構造を有するものは除きます。



※1 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造のことであり、消防法施行規則第12条の2で定める構造を有するものは、スプリンクラー設備の設置を要しません。

※2 消防法施行規則第12条の3に規定されています。

※3 主として避難が困難な障害者を入所させるものが該当します。

※4 主として避難が困難な要介護者を入居・宿泊させるものが該当します。